

第 6 5 号 議 案

調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴
えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの
提起について

下記のとおり調停の申立てをし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

記

1 当事者

申立人 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

相手方 東京都新宿区（記載削除）
（記載削除）

2 申立ての趣旨

相手方は、申立人が所有する土地（以下「申立人所有土地」という。）に設置された擁壁（以下「本件擁壁」という。）を越えて相手方が所有する土地（以下「相手方所有土地」という。）から申立人所有土地に張り出している樹木（以下「本件樹木」という。）の枝（以下「本件越境樹枝」という。）を切除する。

3 申立ての理由

- (1) 申立人は、申立人所有土地を敷地として新宿区立（記載削除）小学校（以下「本件小学校」という。）を設置している。
- (2) 申立人所有土地と相手方所有土地には高低差があり、相手方所有土地の方が約2m上部に位置している。相手方所有土地には多種の本件樹木が植えられているが、そのうち2本の大木は、土地の高低差も加わって、高さ約12mの本件小学校の屋上を超える程である。
- (3) 本件擁壁と本件小学校の間は、児童及び学校関係者が日常的に使用する通路（以下「本件通路」という。）となっているほか、児童の学習の場としても活用されている。
- (4) 本件樹木は本件擁壁を越えて本件小学校の方向に枝を張り出す形で生育し続けており、本件越境樹枝は本件小学校の3階教室の窓に接触するにとどまらず、教室内にまで及ぶ勢いで伸長

している。また、本件樹木の枯れ枝や枯れ葉は、本件通路に落下することがあり、通行中の児童の頭上にいつ落ちてくるか、枝の先が児童に刺さったり当たったりしないか、落ちている枝に児童がつまずいて転んだりしないか等、児童の身体への危険が危惧される状態が続いている。さらに、葉が生い茂る時期には教室の窓も開けられない状況となっている。

(5) 本件小学校では、児童の安全・安心な学校生活の確保のため、年間を通して児童の登校前に本件通路の清掃を行うことを長年余儀なくされているほか、本件通路に面する窓を極力開けずに授業せざるを得ないなど、安全な教育環境の保持に加え、学校教育の実施にも具体的な支障が生じている。

(6) 本件小学校では、本件越境樹枝の切除が急務であるとの課題が認識されてきており、相手方との間で本件越境樹枝の切除に係る交渉が継続的になされてきた。ところが、申立人の度重なる要請にもかかわらず、相手方は本件越境樹枝を切除しなかった。

(7) そこで、申立人は、相手方に対して、令和6年4月10日到達の書面をもって、同月30日までに本件越境樹枝を切除するよう催告するとともに、同期限までに切除されないときは、やむなく調停その他第三者機関を通した手続に移行せざるをえない旨の意思表示をした。

(8) しかし、相手方は当該催告にも応じないので、申立ての趣旨のとおり本件越境樹枝の切除を求める。

4 調停不成立等の場合の方針

(1) 本件調停が成立しなかった場合等目的を達することができなかった場合は、裁判所に越境樹枝切除請求の訴訟を提起するものとする。

(2) 上記(1)の訴訟において必要がある場合は、上訴することができるものとする。

(3) 本件調停又は上記(1)及び(2)の訴訟において必要がある場合は、和解することができるものとする。

(提案理由)

相手方が所有する土地から新宿区立（記載削除）小学校の敷地に張り出している樹木の枝を切除する必要があるため